〃	第四十二回	十三億九千八百八十六万円	十三億九千四百七十三万五千八百四十五円	
〃	第四十三回	二十二億九千九十万円	二十二億八千三百三十二万四千三百八円	
〃	第四十四回	百四億三千三百八十七万円	百四億三百十万七千五百五十八円	
〃	第四十五回	六十八億三千九十万円	六十八億八百三十一万八百九十円	
〃	第四十六回	三十三億五千六百五十八万円	三十三億四千五百三十万九百四十八円	
〃	第四十七回	五十億三千三百五十八万円	五十億千八百八十四万九千六百六十三円	
〃	第四十八回	六十七億七千七百三十九万円	六十七億五千七百四十万八千八十二円	
〃	第四十九回	八十六億二千二百六十万円	八十五億九千六百四十九万七百四十円	
〃	第五十回	五十五億四千九百十七万円	五十五億三千三百九十七万五千四百六十八円	
〃	第五十一回	千万円	九百九十七万千七百四十八円	
〃	第五十二回	千四百万円	千三百九十六万九千九百七十三円	
〃	第五十三回	七百万円	六百九十八万六千七百八十六円	
〃	第五十五回	千万円	九百九十八万三千二百二十一円	
〃	第五十八回	五百万円	四百九十九万六千二百七十四円	
〃	第六十二回	二億二千七百八十一万円	二億二千七百八十万三千九十六円	
〃	第八百一回	十九億五千八百七十三万円	十九億五千七百九十四万九千八百三十二円	
〃	第八百二回	二千五百八十万円	二千五百七十八万九千七百三十円	
〃	第八百三回	六百六十万円	六百五十九万七千三百七十六円	
〃	第八百四回	三百三十一万円	三百三十万八千六百八十六円	
合　計		九百七十二億千五百七十七万円	九百七十億百十万六千九百九十二円	

○文化庁告示第三十八号

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第二条第一項第二号の規定に基づき、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者として指定した財団法人名古屋キリスト教女子青年会から名称変更の届出があったので、平成二十二年文化庁告示第五十五号の一部を次のように改正する。

平成二十七年七月三十日

文化庁長官　青柳　正規

「財団法人名古屋キリスト教女子青年会」を「公益財団法人名古屋ＹＷＣＡ」に改める。

○厚生労働省告示第三百三十二号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の三第十項の規定により、同条第一項の在宅就業支援団体について、その在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地を次のように変更する旨の届出があったので、同条第二十二項第二号の規定に基づき公示する。

平成二十七年七月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

在宅就業支援団体の名称	変更前の在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地	変更後の在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地	変更年月日
株式会社研進	神奈川県平塚市上吉沢一五二〇番地一 神奈川県平塚市高根二七七番地 神奈川県小田原市東町四丁目十一番二号 神奈川県小田原市東町四丁目四番五号 神奈川県平塚市平塚二丁目七番四号	神奈川県平塚市上吉沢一五二〇番地一 神奈川県平塚市高根二七七番地 神奈川県平塚市万田一〇三六番地 神奈川県小田原市東町四丁目十一番二号 神奈川県小田原市東町四丁目四番五号 神奈川県平塚市平塚二丁目七番四号	平成二十七年六月十一日

○中央労働委員会告示第二号

行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第四条第二項の規定に基づき、平成十五年中央労働委員会告示第一号の一部を次のように改正する。

平成二十七年七月三十日

中央労働委員会会長　諏訪　康雄

表の独立行政法人製品評価技術基盤機構の項の製品評価技術基盤機構の項中「部長」の次に「、本部長」を加える。

○農林水産省
環境省告示第十号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、平成二十七年六月二十六日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。

平成二十七年七月三十日

農林水産大臣　林　芳正

環境大臣　望月　義夫